

大学研究室派遣研修実施要領

(目的)

第1条 この要領は、複雑・高度化する行政の遂行に必要な専門知識を習得させるために行う職員の大学研究室派遣研修(以下「派遣研修」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣先)

第2条 派遣研修の派遣先は、総務部長が別に定める大学の研究室とする。

(派遣期間)

第3条 派遣研修の派遣期間は、原則として1年以内とする。

(派遣人数)

第4条 派遣研修の派遣人数は、毎年度予算の範囲内で総務部長が決定する。

(派遣者の要件)

第5条 派遣研修を受ける職員(以下「研修生」という。)は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員とし、勤務成績が優秀であり、かつ、心身共に健全であって、学習意欲が旺盛な者であるものとする。

(選考の方法等)

第6条 派遣研修に派遣する職員の選考は、次の方法によるものとする。

(1) 人材育成室長の指名

(2) 公募

2 前項第2号に規定する公募による選考を希望する職員は、大学研究室派遣研修受講申込書(第1号様式)により、別に指定する期日までに人材育成室長に申し込まなければならない。

(研修生の決定及び通知)

第7条 研修生は、前条の規定により選考された職員のうちから、総務部長が派遣する大学の研究室に所定の手続をした上で決定する。

2 人材育成室長は、前項の規定による結果を大学研究室派遣研修受講可否決定通知書(第2号様式)により当該職員に通知する。

(経費の負担)

第8条 派遣研修に必要な旅費、授業料、教材費その他の経費については、市が予算の範囲内で負担するものとする。

(研修生の責務等)

第9条 研修生は、派遣研修の期間中、所定の研究に専念しなければならない。

2 研修生は、研修修了後速やかに研修成果を所属長を通じて、総務部長に報告しなければならない。

(学則の遵守)

第10条 研修生は、派遣先の大学の学則を遵守しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、派遣研修の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

大学研究室派遣研修受講申込

平成 年 月 日

人材育成室長 様

大学研究室派遣研修について、大学研究室派遣研修実施要領第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

	所属		職名		職員コード	所属長 [㊞]
申 込 者	フリガナ					
	氏 名					
受講コース	大 学 名					
	コ ー ス 名					
受講目的等						

大学研究室派遣研修受講可否決定通知書

平成 年 月 日

様

人材育成室長

大学研究室派遣研修受講の申し込みについては、大学研究室派遣研修実施要領第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定する

受講コース	大 学 名	
	コ ー ス 名	

2. 決定に至りません。